

# 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」（別冊）の見直しについて

## 1 概要

国の基本指針に基づき、量の見込み・確保方策等について見直しを行うもの。

<国基本方針>

■市町村子ども・子育て支援事業支援計画

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には……（略）……計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこと。

■都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

市町村の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと。

## 2 見直し項目

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保（教育・保育）

市町村の量の見込み・確保方策の見直し状況を踏まえて改定

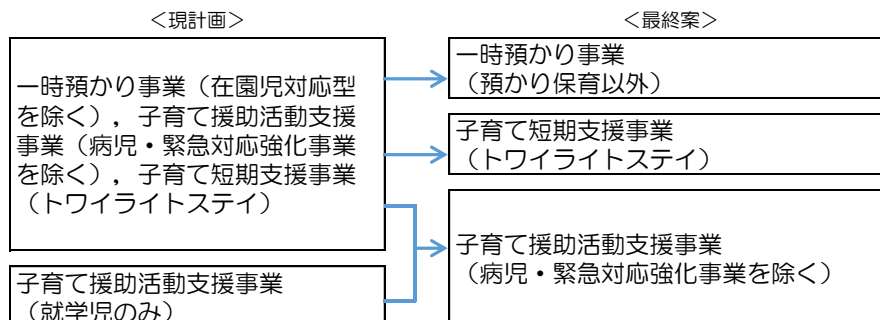
(単位：人)

認定区分	項目	平成30年度			平成31年度		
		現行	見直し案	増減	現行	見直し案	増減
1号	①量の見込み	24,110	25,758	1,648	23,622	25,114	1,492
	②確保方策	35,833	35,788	▲45	35,595	35,617	22
	②－①	11,723	10,030	▲1,693	11,973	10,503	▲1,470
2号	①量の見込み	28,541	28,478	▲63	28,222	28,303	81
	②確保方策	23,072	25,160	2,088	23,221	25,760	2,539
	②－①	▲5,469	▲3,318	2,151	▲5,001	▲2,543	2,458
3号 (0歳)	①量の見込み	4,197	4,551	354	4,176	4,625	449
	②確保方策	4,808	4,413	▲395	4,831	4,642	▲189
	②－①	611	▲138	▲749	655	17	▲638
3号 (1・2歳)	①量の見込み	14,842	16,580	1,738	14,843	16,956	2,113
	②確保方策	15,482	16,825	1,343	15,553	17,450	1,897
	②－①	640	245	▲395	710	494	▲216

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保（地域子ども・子育て支援事業）

(1)と同様に改定

以下の事業については、一括して記載していた事業等を分割し、再分類して記載



事業区分	項目	平成30年度			平成31年度			単位
		現行	見直し案	増減	現行	見直し案	増減	
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	883,210	827,584	▲ 55,626	863,759	809,293	▲ 54,466	人回
	②確保方策	314	320	6	314	320	6	か所
放課後児童健全育成事業	①量の見込み	23,795	25,055	1,260	23,782	25,346	1,564	人
	②確保方策	24,740	25,922	1,182	25,083	26,631	1,548	
延長保育事業	①量の見込み	12,407	12,384	▲ 23	12,447	12,534	87	人
	②確保方策	13,006	13,855	849	13,231	14,096	865	
一時預かり事業 (幼稚園における 在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))	①量の見込み	1,076,579	943,849	▲ 132,730	1,060,723	940,537	▲ 120,186	人日
	②確保方策	1,059,009	913,475	▲ 145,534	1,045,017	916,996	▲ 128,021	人日
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	①量の見込み	18,658	13,305	▲ 5,353	18,574	13,421	▲ 5,153	人日
	②確保方策	15,184	11,057	▲ 4,127	16,817	12,695	▲ 4,122	人日
子育て短期支援事業(ショートステイ)	①量の見込み	431	431	0	423	430	7	人日
	②確保方策	441	441	0	433	440	7	
利用者支援事業	①量の見込み	41	47	6	42	49	7	か所
	②確保方策	43	45	2	44	46	2	
妊婦に対する健康診査	量の見込み	214,254	215,768	1,514	209,658	211,530	1,872	人回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	16,842	16,775	▲ 67	16,475	16,419	▲ 56	人
養育支援訪問事業	量の見込み	2,937	3,490	553	2,990	3,558	568	人
一時預かり事業 (幼稚園預かり保育以外)	①量の見込み	-	152,155	-	-	148,587	-	人日
	②確保方策	222,651	160,805	▲ 61,846	220,461	162,562	▲ 57,899	
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	①量の見込み	-	27,244	-	-	27,189	-	人日
	②確保方策	36,700	25,925	▲ 10,775	39,824	28,078	▲ 11,746	
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	①量の見込み	-	9	-	-	9	-	人日
	②確保方策	9	9	0	9	9	0	

※ 網掛けは再分類した事業

(3) 幼児期の学校教育・保育に係る人材の確保

< 提供体制の確保のために必要となる人数 >

単位: 人

	平成 30 年度			平成 31 年度		
	現行	見直し案	増減	現行	見直し案	増減
保育教諭	968	968	0	1,112	1,112	0
保育士 ※1	5,932	7,060	1,128	5,789	7,193	1,404
幼稚園教諭	1,849	1,907	58	1,780	1,890	110
保育士 ※2	786	1,026	240	794	1,157	363
保育従事者	60	103	43	63	118	55
家庭的保育者	136	124	▲12	135	131	▲4
家庭的保育補助者	125	124	▲1	124	129	5

※1 特定教育・保育施設における保育士

※2 小規模保育事業A型及びB型, 事業所内保育事業における保育士

必要見込数の算出式は変更せず,

(1): 見直し後の量の見込みと確保方策の値を反映

(3): 基礎としていた統計値を最新に更新, 子ども・子育て支援新制度施行後の従事者実績を反映



## 【参考】事業の概要等

### 1 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備（教育・保育）

項目	対象	利用できる施設
1号認定	3～5歳の、保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳の、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定（0歳）	0歳の、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等
3号認定（1・2歳）	1・2歳の、保育を必要とする子ども	

### 2 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備（地域子ども・子育て支援事業）

事業名	概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育の延長を実施します。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	幼稚園等が、在園児を一時的に預かるものです。
病児保育事業 子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。</li> <li>・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、預かり希望者と、援助希望者との相互援助活動に関する連絡、調整をし、病児・病後時の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応を行います。</li> </ul>
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	児童養護施設等で児童を一時的に預かるものです。
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
妊婦に対する健康診査	妊娠している方に対し、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で預かります。
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、預かり希望者と、援助希望者との相互援助活動に関する連絡、調整をし、就学児など子どもの預かりを行うものです。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	平日夜間又は休日に児童養護施設等で児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。